

担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(9)

倒産手続の開始後に生じた債権に対する担保権の効力（補論）

5 部会資料 35 の第 3、1 のいずれかの案の規律を設けた場合に、再生手続での別除権協定の内容、更生手続での更生担保権の評価に与える影響についてどのように考えるか。

参考・部会資料 3 5

第 3 倒産手続の開始後に生じた債権に対する担保権の効力

10 1

【案 3.1】（中間試案の【案 19.1.2】に沿った案）

15 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権について、その時に発生している債権の価額を極度額とする定めがあるものとみなす。ただし、集合債権譲渡担保権者及び集合債権譲渡担保権設定者の間に別段の合意（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときに関する合意に限る。）があるときは、この限りでない。

【案 3.2】（中間試案の【案 19.1.3】に沿った案）

20 集合債権譲渡担保権は、集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令があった時又は実行着手時（【案 2.2】(2)参照）のいずれか遅い時より後に発生した債権に及ばない。ただし、集合債権譲渡担保権者及び集合債権譲渡担保権設定者の間に別段の合意（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときに関する合意に限る。）があるときは、この限りでない。（注）

（注）前記第 2 において【案 2.2】を採る場合には、【案 2.2】のほか特段の規定を設けない。

【案 3.3】（中間試案の【案 19.1.4】に沿った案）

25 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する既発生の債権を取り立てることができず、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権に及ばない。ただし、集合債権譲渡担保権者及び集合債権譲渡担保権設定者の間に別段の合意（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときに関する合意に限る。）があるときは、この限りでない。

30

（説明）

1 総論

35 部会資料 35 の【案 3.1】から【案 3.3】までの各本文においては、中間試案の【案 19.1.2】から【案 19.1.4】までに沿った形で、倒産手続の開始後に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力を、原則として、ある一時点において発生している債権の範囲に制限する提案をした。

この提案には、同 1 ただし書及び 2 の例外が付されているものの、部会においては、

「法人が営む事業の一つとしての発電事業等について、累積型というコンセプトの下でファイナンスが供与されている事例もあり、再生債務者や更生会社全体の共益債権等が優先されてしまうとすると、そのような事例において担保権の効力を十分に享受できない」旨の意見があった。

5 この意見を踏まえれば、仮に同部会資料第3のような規律が採用された場合には、第3、1ただし書の別段の定めをしても担保権の効力を十分に享受できない類型については、当該別段の定めがされず、第3、1本文の規律に服する可能性があると考えられる。

10 このような場合について、同部会資料第3、1本文の規律を設けたときに、再生手続での別除権協定の内容にどのような影響を与えることとなるか、また、更生手続での更生担保権の評価にどのような影響を与えることとなるかが問題になると考えられるため、議論の補充のため、以下検討を行う。

2 再生手続での別除権協定の内容への影響

15 再生手続において、手続開始の時に再生債務者の財産について存在する担保権は別除権として扱われ、手続外で権利行使がされることとなるが、担保目的財産が事業の継続に必要な財産である場合等においては、再生債務者及び別除権者の間で、一定の条件の下で別除権の不行使を約束する別除権協定の締結を目指して交渉が行われることになると考えられる。

20 別除権協定としては、担保目的財産を評価した額を再生債務者が一定の期間内に分割弁済することで担保権の抹消を受けることができること、その期間内は、別除権者が別除権を行使しないことなどを約することが考えられる。

25 ここで、例として、ある事業によって発生する債権に集合債権譲渡担保権が設定されていると共に、同一の担保権者がその事業を営むのに必要な財産（例えば、設備機械や土地の利用権等）についても別途個別担保権の設定を受けている場合を想定する。この場合には、当該担保権者が個別担保権を実行すると再生債務者がその事業を営み続けるのは困難となるから、そのようなポジションを前提として、別除権協定の締結に向けた交渉が行われると考えられる。

30 このような例について、部会資料35の【案3.1】から【案3.3】までの各本文の規律を前提とした場合には、集合債権譲渡担保権の効力が及ぶ範囲がある一時点において発生している債権に限定され、また、別除権協定の締結に当たり、集合債権譲渡担保権及び事業を営むのに必要な財産に対する担保権について、ばら売りを前提とした評価額を超える額を弁済することを内容とする別除権協定を締結することはできない（再生債務者の義務に反する）のではないかという問題が生ずる。

35 しかしながら、上記の例のように、ある事業によって発生する債権に集合債権譲渡担保権が設定されていると共にその事業を営むのに必要な財産についても別途担保権が設定されている場合において、その事業を継続して営むことによって得られる利益が見込まれるときには、少なくとも、その利益を勘案した上で、当該事業を営むのに必要な財産の評価を行い、それに基づく別除権協定を締結することは必ずしも再生債務者の義務には反しないように思われる。なぜなら、再生債務者はそれによって事業を継続することで利益を得ることができるし、担保権者が担保権を実行する場合には、当該事業を営むのに必要な財産が複数ある場合であってもそれらをまとめて売却することで（譲渡担

保権であれば私的実行によってこのような売却が可能であるし、流質特約のある商事質権などにおいても同様である。)、事業を営むことによって得られる利益を勘案した価格による売却が可能であるためである。

以上について、どのように考えるか。

5 3 更生手続での更生担保権の評価への影響

更生手続において、手続開始時において更生会社の財産について存在する担保権の被担保債権は更生担保権として扱われ、手続開始時における担保目的財産の時価によって評価されることとなる。

10 この(説明)の前記2と同様に、例として、ある事業によって発生する債権に集合債権譲渡担保権が設定されていると共に、その事業を営むのに必要な財産(例えば、設備機械や土地の利用権等)についても別途個別担保権が設定されている場合を想定する。

15 この場合に、部会資料35第3、1本文の規律を前提とすると、集合債権譲渡担保権の効力が及ぶ範囲はある一時点において発生している債権に限定され、また、集合債権譲渡担保権及び事業を営むのに必要な財産に対する担保権について、あくまでばら売りを前提とした更生担保権の評価しかされないのではないかという問題が生ずる。

20 しかしながら、ある事業によって発生する債権に集合債権譲渡担保権が設定されていると共にその事業を営むのに必要な財産についても別途担保権が設定されている場合において、その事業を継続して営むことによって得られる利益が見込まれるときには、もし更生手続の開始によって手続外における実行が禁止されていなければ、この(説明)の前記2と同様に、担保権者において、当該事業を営むのに必要な財産について、事業を営むことによって得られる利益を勘案した価格による売却が可能であったと考えられる。

そうである以上、更生手続における更生担保権の評価に当たっても、これを踏まえた評価がされるべきであるようにも思われるが、どのように考えるか。